

計画主体名	大野市		
計画期間 実施期間	H24～H27 H24	総事業費（交付金）	20,000千円（10,000千円）

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	本計画は、大野地区の農林業振興による定住促進の施策を通じて同地区の活性化を図るものであることから適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	本計画は、大野地区の農林業振興による定住促進の施策を通じて同地区の活性化を図るものであることから、大野市総合計画及び大野市森林整備計画に合致している。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	本計画は、地区要望に基づき計画している。 策定にあたっては、女性の事業者や女性生産者等にもヒアリングを行っている。
事業の推進体制は確立されているか	○	県、市、事業者が緊密に連絡調整を行っており、推進体制は確立されている
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	販売量の増加を図るため、林産物（しいたけ）生産施設を整備するものであり、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	事業は単年度で完了 目標販売量は計画期間内に達成の見込み
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	事業費20,000,000円×交付率1/2

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	本事業によりシイタケ生産を開始する。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	○	既存施設の取り壊し・撤去に係る経費は計上せず 既存施設（繊維工場）内に生産に必要な機械等を導入する。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」により、耐用年数は5年以上である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	該当する手法がなかったため森林・林業・木材産業づくり交付金の費用対効果分析を利用している。（特用林産物施設を導入する場合の事例による）
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	費用対効果 2.09 > 1.00
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	実施要領の別表の要件類別16の要件を満たしている。 事業内容：特用林産物生産施設 事業主体：林業者（林業を営む（特用林産物の生産を行う）者）の組織する団体
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	九頭竜バイオ生産組合（林業者の組織する団体）への交付であり、完成後の施設は同組合が維持管理することになっており、目的外使用のおそれもない。
施設等の利活用の見通し等は適正か	—	
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	近隣市町には類似施設は少ない。県産しいたけの需要は十分にあるため、問題ない。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	

施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	他の施設の生産者とも連携し販売する計画も検討されており、独自で販売する場合にも県産しいたけの需要があるため、特に問題ない。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	—	
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	複数の業者からの見積りに基づき最も安価な価格を採用している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	目標を達成するための必要最小限の施設整備となっている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	シイタケ生産に係る設備のみ
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	既存施設（上屋）を利用するためシイタケ生産に必要な機械設備等のみを整備するため初期投資が少なく適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	組合員の所有地を確保済み。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か	—	
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	—	
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	—	—
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	

	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	
	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	事業者において適正な計画を策定しており、県や市で確認済みである
	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	施設の整備については、一般的な建築物と比べシイタケの発生を促す施設であるため、専門的な知識と経験を有したところで実施する必要がある。 また、完成後のメンテナンス等も考慮して数社の指名競争入札を予定している。
	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	組合で管理規定を設け維持管理を行う。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	取引市場やシイタケ施設建設会社と協議を重ね、収支計画を策定している。
	他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	
	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	○	他事業への重複申請なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。